

22-(1)、22-(2)、22-(3)、22-(4)



医療施設の耐災害性強化対策(給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策)【厚生労働省】

施策概要

病院の診療機能を発災直後等の3日程度維持するための給水設備及び非常用自家発電設備の設置、ブロック塀の改修、非常用通信手段の整備等の経費を支援

効果

災害時における診療機能を確保し、人命救急に寄与

■ 全国的な対策と効果

対策1 給水設備整備対策
(全国363の医療施設で実施)



給水設備の整備等により、地震による断水時でも3日程度の診療機能を維持

対策3 ブロック塀整備改修対策
(全国603の医療施設で実施)



ブロック塀の改修等により、地震によるブロック塀の倒壊を防止

対策2 非常用自家発電設備整備対策
(全国190の医療施設で実施)



非常用自家発電設備の整備等により、地震による停電時でも電力喪失を回避し、診療機能を維持

対策4 非常用通信設備整備対策
(全国293の医療施設で実施)



非常用通信設備の整備等により、災害時の通信手段を確保

※対策1~4の括弧内の数値は、H30~R4の実績

■ 目標達成の見通し



整備事例

医療施設に非常用自家発電設備等を設置し、災害時でも診療機能を維持する



独立行政法人国立病院機構
横浜医療センター



神奈川県横浜市



医療施設の耐災害性強化対策

■ 非常用自家発電設備の増設



埋設型燃料タンクの整備と併せて整備を行った非常用自家発電設備

■ 埋設型燃料タンクの整備



■ 事業費

2.7億円 (うち5か年加速化対策(加速化・深化分)0.5億円)

■ 事業の背景(地域の課題)

災害により停電が発生した場合、電力源を喪失した医療機関では診療機能を維持できなくなり、災害の負傷者を早期に治療し救命することが困難になる可能性があります。

横浜医療センターは、救命救急センター及び周産期母子医療センターの他、災害時における医療提供体制の中心的な役割を担う災害拠点病院に指定されており、災害発生時に傷病者等の受け入れ等が可能な体制を確保するため、停電時でも診療機能を確実に維持する必要があります。

■ 事業の内容

横浜医療センターが担う災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターといった機能を踏まえ、非常用自家発電設備及び給水設備整備事業を活用し、従来保有していた非常用自家発電設備及び燃料タンクの容量を補充することを目的として、新たに自家発電装置及び自家発電装置の増設に伴う埋設型燃料タンク(2機)を整備しました。

■ 見込まれる効果

今回の自家発電装置等の整備により、災害時に停電が発生した場合においても、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターとして必要な診療機能を維持し、災害の負傷者を早期に治療し救命することに寄与することが見込まれます。

(1) 1

人命・財産の被害最小化

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(2)

交通・ライフラインの維持

2

インフラの老朽化対策

(1)

3

施策のデジタル化

国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

(2)

災害関連情報の高度化